

国立国会図書館サーチ連携拡張に係る実施計画 2021-2025

1 経緯

国立国会図書館サーチ（以下「NDLサーチ」という。）は、国立国会図書館（以下「当館」という。）をはじめ、全国の公共図書館、公文書館、美術館や学術研究機関等が提供する資料、デジタルコンテンツを統合的に検索できる『知』のアクセスポイント¹として、平成24年1月に公開した。

公開後、各種機関との連携拡張を着実に進め、平成27年3月に「国立国会図書館サーチ連携拡張に係る実施計画」¹（以下「平成27年公開版」という。）を公開し、NDLサーチが今後5年間を目途に実現を目指す連携拡張の規模を具体的に示した。計画公開後も、複数機関のデータを集約した統合検索サービス²との連携実現による大幅な連携拡張、総合目録ネットワーク事業におけるデータ提供方式の改善などの実績を重ねた一方で、分野横断型統合ポータル³の役割はジャパンサーチ³（令和2年8月正式公開）が担うことになるなど、NDLサーチを取り巻く環境も大きく変化した。

上記に示した背景を受け、当館では、平成27年公開版の計画期間を1年間延長するに当たり、「国立国会図書館サーチ連携拡張に係る実施計画（2019改訂版）」⁴（以下「2019改訂版」という。）として改訂し、NDLサーチの役割を図書館領域（書籍等分野）のアグリゲータ⁵と再定義した上での連携方針を打ち出した。

2 策定趣旨

「国立国会図書館ビジョン2021-2025 -国立国会図書館のデジタルシフト-」（令和3年国図企2101133号）の策定に合わせて、2019改訂版が示したNDLサーチの役割を踏襲しつつ、新たに、「国立国会図書館サーチ連携拡張に係る実施計画2021-2025」（以下「本計画」という。）を策定する。

¹ 平成27年国図電1503231号 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9207570>

² 既連携事例として「学術機関リポジトリデータベース（IRDB）（機関リポジトリ）」、「デジタルアーカイブシステム ADEAC」などがある。これらの統合検索サービスとの連携には、集約されたメタデータがNDLサーチに提供される以外にも、集約機関の協力により、メタデータの標準化やオープンライセンス化等が促進されるという効果がある。

³ 内閣府知的財産戦略推進事務局が事務局を務めるデジタルアーカイブジャパン推進委員会及び実務者検討委員会が構築した、国の分野横断型統合ポータルサービス。 <https://jpsearch.go.jp/>

⁴ 平成27年国図電1503231号、令和2年国図電2003061号改訂 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11475844>

⁵ 図書館界のアグリゲータが担うべき役割として、「国立国会図書館第四期科学技術情報整備基本計画」（<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9972947>）は、各図書館等が所有する学術情報を含む電子情報資源のメタデータのNDLサーチへの集約及びAPI提供の拡大（2（1）⑤）、多様なコンテンツのメタデータの統合的検索機能の提供（2（2）①）、メタデータの標準化・オープンライセンス化の促進（2（2）②）、目的別・テーマ別ポータルへの協力（2（2）③）を挙げている。令和3年1月に科学技術情報整備審議会が提出した「第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言：「人と機械が読む時代」の知識基盤の確立に向けて」（<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11631622>）においても、第四期計画による着実な前進の下、更なる知識基盤の強化が求められている（II 2）。

本計画は、次の事項を定め、連携対象となる各機関の関係者と共有することにより、今後の連携を円滑に進めていくことを目的とする。

- 連携の目的、連携対象、連携方針
- 連携拡張に係る実施事項
- 既連携システムに係る実施事項
- データ提供に係る実施事項
- 協力推進に係る実施事項

本計画の対象期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。なお、システム開発に係る実施内容は別途定めることとする。

3 連携の目的

NDL サーチの連携の目的は次のとおりである。(別紙「NDL サーチ連携イメージ」参照)

- 図書館領域（書籍等分野）のアグリゲータとして、関係機関との連携の推進、多様なコンテンツのメタデータの統合的検索機能の提供の実現、メタデータの標準化・オープンライセンス化等の促進を図る。
- 図書館領域のメタデータ提供プラットフォームとして、メタデータを集約し、API⁶等により広く流通させる⁷ことで、コンテンツの可視性を高め、その利用を促進する。

4 連携対象

- 国内外の図書館等⁸が扱う情報資源を主たる対象とする。

国の中央図書館としての当館の役割に鑑み、特に国内の図書館が扱う情報資源の網羅性を重視し、公共図書館との連携を最優先で進める。

長期的には、公共図書館、大学図書館、専門図書館が運営するデジタルアーカイブについて、網羅的に連携することを目標とする。

5 連携方針

NDL サーチの連携方針は、次のとおりとする。なお、連携対象機関・システムの選択における優先順位は、次の各方針を踏まえ総合的に判断する。

- コンテンツの内容

学術的・文化的側面、主題分野における代表性、他コンテンツでの代替不可能性等の観点に加え、一般利用者、障害者等多様な利用者層にとって有用性が高いコンテンツを持つシステムとの連携を優先して行う。

- メタデータの二次利用条件

⁶ Application Programming Interface（アプリケーション・プログラミング・インタフェース）。外部の他システムから呼び出して利用するための公開された手順やデータ形式を定めた規約及びその規約に基づくインターフェース

⁷ NDL サーチの API（<https://iss.ndl.go.jp/information/api/>）等の機能によるメタデータの提供を指す。

⁸ 図書館と同様に書籍等分野の情報資源を扱う各種機関（出版社等）も対象とする。

メタデータの二次利用条件の明示が可能なシステムとの連携を優先して行う。

○ 連携手段

連携手段については、連携先システム側のメタデータ更新頻度等に応じて、次のとおり方針を設ける。

ア) 目録 (OPAC) を始めとする、データの更新が頻繁に発生するシステム

標準的な通信規約に基づく連携機能 (API) が装備されているシステムとの連携を優先する。API による連携は、NDL サーチ、連携先システム側双方にとって、運用コストを抑えられ、更新頻度の向上に繋がるため、API を装備していないシステムの提供機関に対しては、その実装の普及に努める。なお、メタデータ授受に用いるフォーマットとして、DC-NDL(RDF)⁹の採用を推進する。

イ) 年に数回程度又はそれ以下など、データの更新頻度が低いシステム

API による連携と更新ファイルの授受による連携との間で優先順位に差を設けない。更新ファイルの授受による連携にのみ対応可能なシステムとも積極的に連携する。

○ 統合検索サービスとの連携

効率的に検索対象を拡大するために、個別のシステム (データプロバイダ) と直接連携するよりも、それらを集約した統合検索サービスとの連携を志向する。

6 連携拡張に係る実施事項

連携機関の種別ごとの実施事項は次のとおりとする。なお、いずれにおいても、連携対象の選択、優先順位の決定は、「5 連携方針」に依拠しつつ、機関ごとの特性を加味して行うこととする。

1) 公共図書館

1-1) 総合目録

- 総合目録ネットワーク事業においては、NDL サーチへのメタデータ提供方式について OAI-PMH への切替えを進める。これにより、書誌データの更新頻度の向上、NDL サーチから公共図書館の書誌画面へのアクセスの改善等を実現する。
- 検索・提供可能な書誌データの充実を図る。
- 将来的に市町村立図書館の目録も検索対象とすることを視野に入れ、都道府県域総合目録等との連携を検討する。

1-2) デジタルアーカイブ

- 網羅的に連携することを目指し、未連携の機関との連携を順次拡大する。

2) 大学図書館

2-1) 総合目録

- 国立情報学研究所 (NII) との協力により、効率的に連携拡張を進める。

⁹ 「国立国会図書館ダブリンコアメタデータ記述 (DC-NDL)」に従ったメタデータフォーマット。DC-NDL は、メタデータ記述に用いる語彙の国際標準である Dublin Core (ダブリン・コア) を基に、当館独自の拡張を加えたもの。 <http://iss.ndl.go.jp/information/metadata/>

2-2) デジタルアーカイブ

- 網羅的に連携することを目指し、未連携の機関との連携を順次拡大する。

2-3) 機関リポジトリ

- NII との協力により、機関リポジトリについては、網羅的に検索対象とし、コンテンツへのアクセスを提供することを目指す。

3) 専門図書館

- 専門図書館協議会等との協力により、未連携機関の目録・デジタルアーカイブにつき、効率的に連携拡張を進める。

4) 学協会

- 科学技術振興機構（JST）及び NII との協力により、オープンアクセスジャーナルにつき、効率的に連携拡張を進める。

5) 当館内のシステム

- 当館がインターネットでコンテンツ（一次情報）、メタデータ及びレファレンス情報（二次情報）を提供するシステムについては、原則として連携の対象とする¹⁰。

6) その他

- 連携対象としては、外部機関のリポジトリに蓄積された電子書籍等の電子情報資源を含めた一元的な検索とメタデータの提供の実現を目指し、出版社等の企業が提供するデータベースやアーカイブ、リポジトリ等も想定し、状況に応じて柔軟に対応することとする。対象機関との協議及び実態調査を経て、順次連携を実現する¹¹。
- 大学図書館や学協会以外が提供する学術情報については、JST 等既に情報の集約を担っている機関と協力し連携拡張を進める。

7 既連携システムに係る実施事項

既連携システムについて、有効なリンクの維持、データ鮮度の維持、メタデータ項目の拡充等、連携の質を維持・向上するために、次の対応を行う。

- API により連携しているシステムがリプレースを実施する際には、リプレース後の連携システムの仕様確認や連携テスト等、NDL サーチとの連携を維持するための対応を早期に行う。
- 更新ファイルの授受により連携しているシステムについては、一定の頻度で、又は大規模なデータの追加・更新等の機会を捉えて、データの全件更新を実施する。
- 利活用を促進するために、メタデータ・コンテンツの利用条件、識別子、コンテンツを示す URL（書誌詳細画面、サムネイル、一次資料）等のメタデータ項目の充実のための取組を実施する。

¹⁰ 既存連携先として、「国立国会図書館オンライン（当館蔵書）」「国立国会図書館デジタルコレクション」等がある。

¹¹ 既存連携先として、「出版情報登録センター（JPRO）」、「JapanKnowledge」がある。

8 データ提供に係る実施事項

- NDL サーチは、連携先システムから収集したメタデータを画面で表示するだけでなく、API、全件ファイルといった手段により利用者に提供することにより、その利活用を促進する。「5 連携方針」及び「6 連携拡張に係る実施事項」に沿って連携拡張を進め、提供可能なメタデータの質、量を充実させるとともに、新しいプロトコルやフォーマットへの対応等を順次進め、利用者にとっての利便性を向上し、利用の可能性を更に高めていく。
- 「書籍等分野のつなぎ役」¹²の役割を果たすため、デジタルアーカイブジャパン推進委員会及び実務者検討委員会が決定する連携方針を踏まえ、収集したメタデータのうち、メタデータが CC0 又は CC BY 相当¹³で利用可能なデジタルアーカイブについては、ジャパンサーチと連携させて、メタデータの流通及びコンテンツの利活用¹⁴を促進する。

9 協力推進に係る実施事項

- 積極的な情報収集
NDL サーチの連携対象となり得る情報資源について、国内外の動向を継続的に注視・把握する。
- 人的・組織的ネットワークの構築
NDL サーチと既に連携している機関及び今後連携を予定・検討している機関、NDL サーチの API ユーザ及び今後 API の利用を検討している機関等との意見・情報交換を行う。
この意見・情報交換は、本計画への理解を得、NDL サーチの連携の強化・改善に繋げるとともに、デジタルアーカイブ等を運営する機関が抱えている課題¹⁵の共有の場とすることで、メタデータやコンテンツの利活用の推進に寄与することを目的とする。

10 計画の達成度評価

「6 連携拡張に係る実施事項」から「9 協力推進に係る実施事項」までに示した実施事項については、年度ごとにそれぞれの達成度を定性的・定量的に評価するほか、本計画の最終年度に総括し公開することとする。

¹² 「3 年総括報告書～我が国が目指すデジタルアーカイブ社会の実現に向けて（令和 2 年 8 月 デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会）」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/pdf/r0208_3kanen_houkoku_honbun.pdf

「ジャパンサーチは、(中略) 分野・地域ごとの「つなぎ役」を介して、「アーカイブ機関」と「ジャパンサーチ」との間でメタデータの共有を進め、「活ユーザー」がジャパンサーチ等からメタデータを共有し、さまざまな用途に利活用するというサイクルの構築を目指している。」(2 章 p.7)

¹³ 同上報告書「実務者検討委員会で決定した方針により、メタデータの二次利用条件は、原則 CC0 (著作物性のある項目のみ CC BY でも可) としている。」(5 章 p.28)

¹⁴ コンテンツの利活用促進のため、ジャパンサーチはデジタルコンテンツの二次利用条件を「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について(2019 年版)」に基づき設定することを求めている。https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/jitumusya/2018/nijiriyou2019.pdf

¹⁵ 例として、メタデータの標準化/交換基盤/利用条件表記の標準化や、デジタルコンテンツの利用条件表記・オープン化などがある。

1 1 実施体制等

本計画の進捗管理を含めた総括は、電子情報部電子情報サービス課が行う。

実施に当たっては、総務部企画課、同支部図書館・協力課、電子情報部電子情報企画課、関西館図書館協力課、同電子図書館課等関係部局課と緊密に連携・協力を図る。